

○経済産業省告示第三百九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成十八年十月十四日から施行する。

平成十八年十月十三日

経済産業大臣 甘利 明

第三号中「とする。」の下に「ただし、当該輸入に係る原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物にあつては、1から6までの項に規定する貨物を除く。」を加える。

第四号中「とする。」の下に「ただし、当該輸入に係る原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物を除く。」を加える。

附 則

この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年四月十三日限り、その効力を失う。